

負担なく
できる！

贈与の基礎知識と生前対策

 相続・贈与相談センター®

アイリス税理士法人

社会保険労務士玉上事務所

玉上 信明 (たまがみ のぶあき)



相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1**
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。



自己紹介

1950年 大阪府高槻市に生まれる

1974年 京都大学法学部卒業

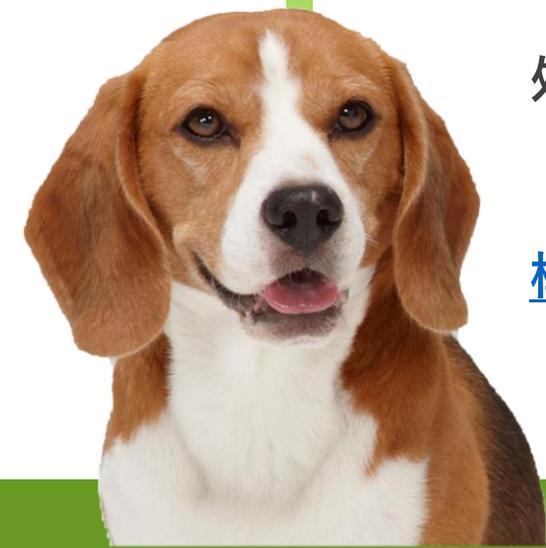
同年 住友信託銀行（現三井住友信託銀行）入社

2015年 同社65歳定年退職・社会保険労務士開業

最近の主なセミナー等

「産業廃棄物処理業界における『働き方改革』」
(2019年6月：全国産業資源循環連合会（産業廃棄物処理業の全国組織）定時総会講演)

「コロナウイルス対応と企業の課題&テレワーク」
(2020年5月：リーガル・リスクマネジメント研究機構セミナー)



目次

1

贈与の基礎知識

2

贈与の活用例（不動産と保険）

3

暦年贈与と生前対策



1

贈与の基礎知識



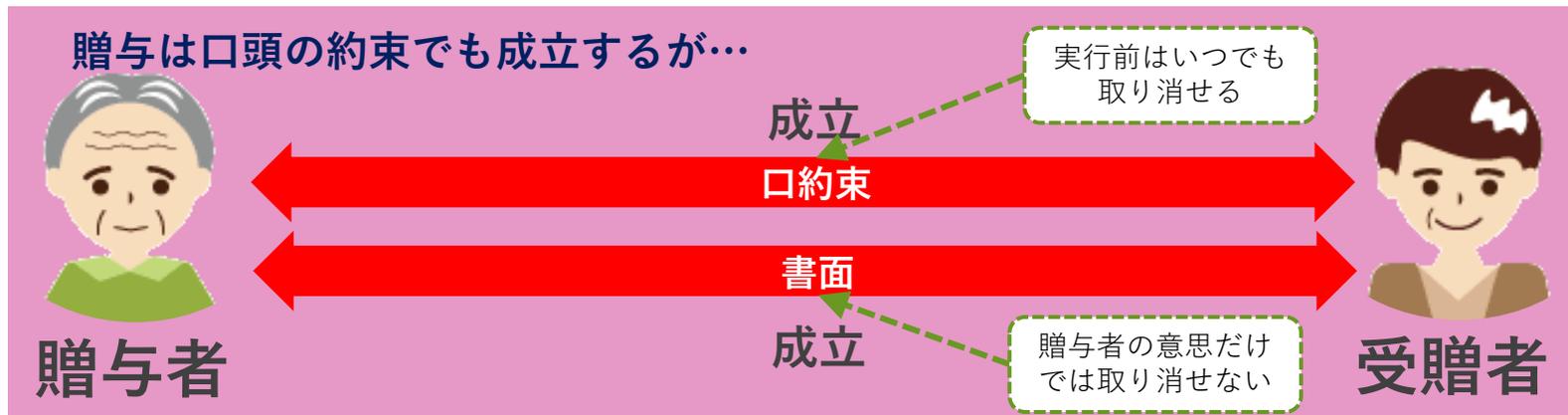
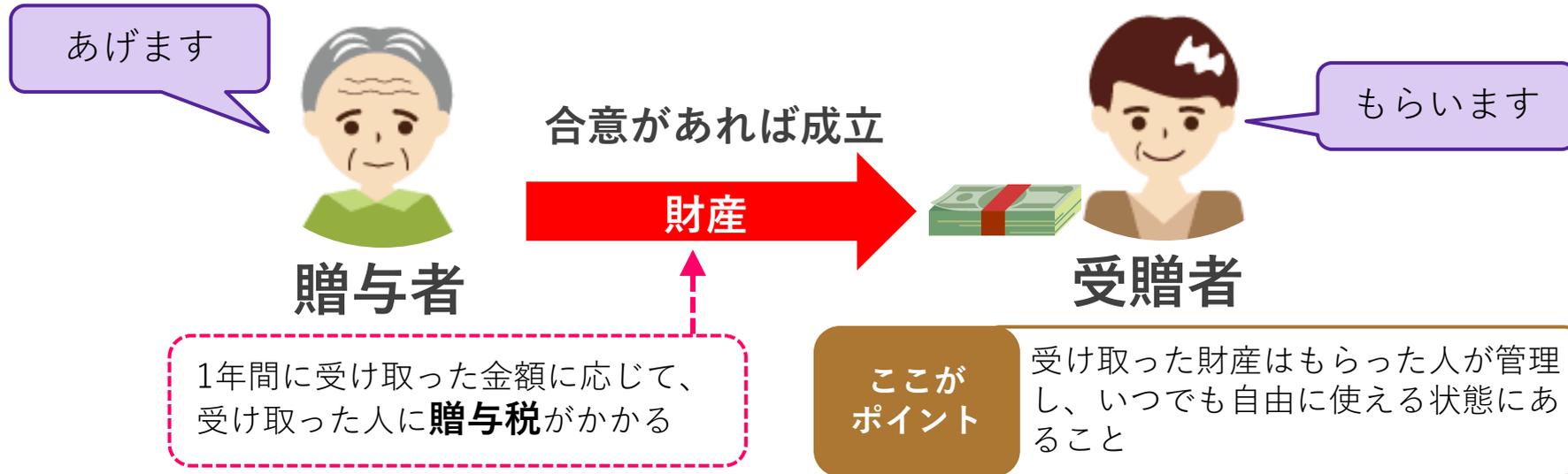
贈与とは

贈与とは？

当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、
相手方がそれを受託することによって、その効力を生ずる
(民法549条)

贈与の仕組み

生前なら「誰にでも」「いつでも」「いくらでも」OK！



もう一言：口頭の約束では、立証できない。税務署に説明できますか？

贈与のポイント

- ✓ 贈与は財産をあげる人と、もらう人の合意があつてこそ、成り立つ契約
- ✓ 贈る財産は金銭だけとは限らない
- ✓ 税金面で贈与と認められるには、あげた財産をもらった人が管理していることが重要
- ✓ 贈与の事実を証明する契約書もあるといい
- ✓ 扶養義務者からもらう生活費や教育費は非課税
- ✓ お祝い金や香典なども、一般的には非課税
- ✓ 贈与されたつもりはなくても、「みなし贈与財産」として贈与税の対象になるものもある
- ✓ 贈与税は個人から受け取る財産が対象で、法人からの贈与は、一時所得になる

2

贈与の活用例

(不動産と保険)



不動産は遺言又は生前贈与で引き継ぐ

不動産（土地、建物）は…

「遺言」で同居する子供に相続させる

又は

「相続時精算課税制度（2500万円）」と

「住宅取得資金の贈与（1200万円又は700万円）」

を活用し、同居する子供に生前贈与

そして、**相続税対策**をすることが必要です。

相続税の基礎控除とは？

相続税の基礎控除とは



基礎控除額

\geq

相続財産の合計

→ 相続税はかからない

基礎控除額

$<$

相続財産の合計

→ 超えた分に相続税がかかる

財産がこの金額までなら相続税はかからない

法定相続人の数

1人		3 000万円 + 600万円	3600万円
2人		3000万円 + 600万円 × 2	4200万円
3人		3000万円 + 600万円 × 3	4800万円
4人		3000万円 + 600万円 × 4	5400万円

この金額を超えた分に
相続税がかかります。



「小規模宅地の特例」活用で相続税対策を行う

被相続人の自宅や被相続人の事業で使用していた宅地は、生活や収入の基盤となる財産です。そのため、相続財産の評価では、大きな減額が認められています。

相続税を納めるために、こうした土地を売却しなければならないことを避けるためです。

一定の要件のもと、評価額は最大で80%減額されます。これを**小規模宅地の特例**といいます。

特例の対象となる宅地は、大きく**特定居住用宅地**と**特定事業用宅地**、**貸付事業用宅地**の3種類です。

また、減額が認められる面積が決まっており、

自宅は330㎡まで、事業用は400㎡、貸付事業用は200㎡までの部分です。（平成27年から対象面積が広がりました）

被相続人等が居住していた宅地

「特定居住用宅地等」



80%



相続税評価額

**330㎡まで
相続税評価額80%減額**

貸付事業以外の事業用宅地

「特定事業用宅地」



80%



相続税評価額

**400㎡まで
相続税評価額80%減額**

貸付事業用の宅地

「貸付事業用宅地等」



50%



相続税評価額

**200㎡まで
相続税評価額50%減額**

※貸付を相続人が続ける事が適用条件となります。
※「特定同族会社」へ貸付けている場合は「特定事業用宅地」として評価できます。

例えば、6000万円の土地評価額が1200万円に！

特定居住用宅地と特定事業用宅地のダブル適用により最大730㎡迄評価減が可能！

定居住用宅地、特定事業用宅地、貸付事業用宅地を併用する場合→限定併用となり以下の計算式を用います。

特定事業用宅地の面積の合計×200÷400 + 特定居住用宅地の面積の合計×200÷330 + 貸付事業用宅地の面積の合計 ≤ 200㎡

「小規模宅地の特例」活用で相続税対策を行う

特定居住用宅地の適用要件

①同居親族又は同一親族が相続する場合

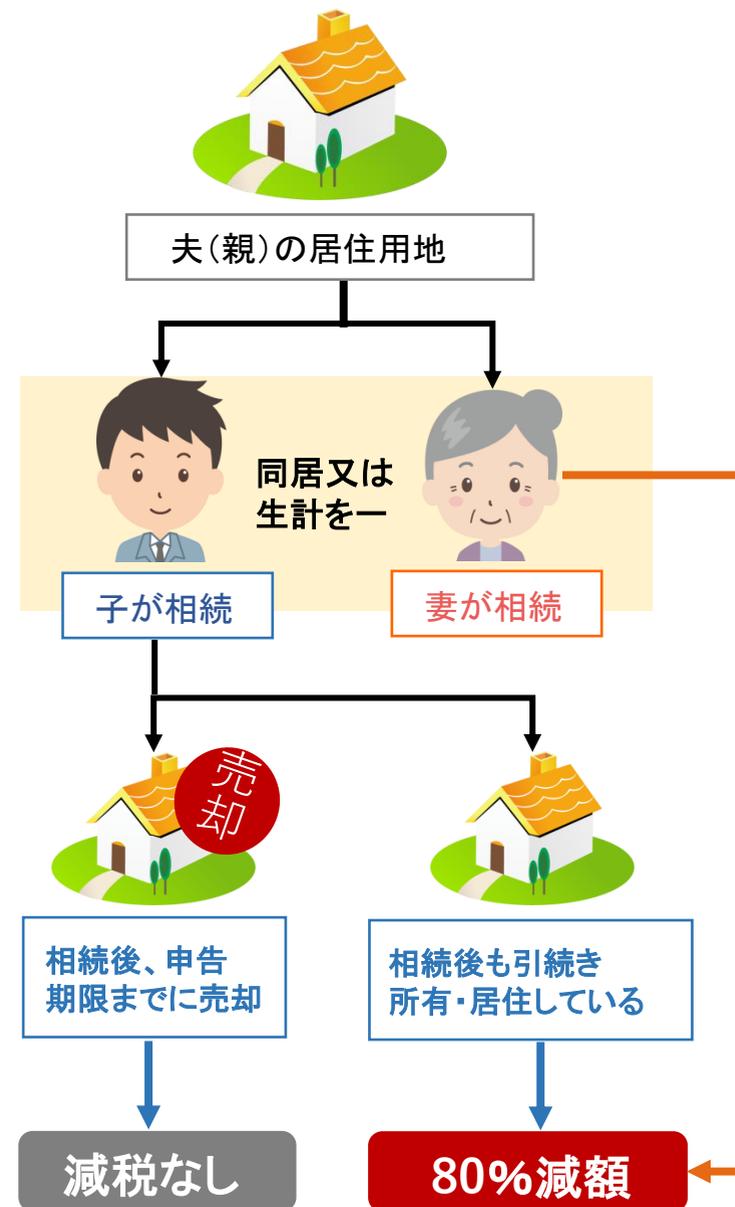
- 被相続人と同居又は生計を一にしていた親族であること
- 相続税申告期限まで継続してその宅地を所有していること
(所有継続要件)
- 相続税申告期限まで継続して居住の用に供していること
(居住継続要件)

②配偶者が相続する場合

- 配偶者(婚姻関係のある配偶者をいい、内縁は不可)が相続すること
- ※「所有継続要件」も「居住継続要件」もない
- ⇒配偶者は相続後、申告期限前に売却しても住まなくなってもOK

③家なき子が相続する場合

- 配偶者又は被相続人の同居親族がいないこと
- 相続税申告期限まで継続してその宅地を所有していること
(所有継続要件)
- その宅地を相続した親族が、相続開始前3年以内に国内にその者又は配偶者の持ち家に居住したことがないこと
- ※「居住継続要件」はない



相続や贈与には生命保険も有効！

ポイント①

生命保険の受取金は、受取人固有の財産であり、遺産分割協議の対象外 (※)

ポイント②

相続発生後、すぐに現金化できる (凍結されない)

ポイント③

生命保険には、非課税枠がある (500万円 × 法定相続人の数)

ポイント④

生命保険は、相続放棄の対象外

※生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。

ただし、相続人間に著しい不公平が生じる場合(例：家庭の保険金が相続財産の半分以上を占めるような場合等)には、死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。

生命保険金は遺産分割の対象外

民法上、生命保険金は相続財産ではなく、**受取人固有の財産**となります
(契約者＝被相続人、被保険者＝被相続人、受取人＝相続人の場合)。
したがって、生命保険金は本来の相続財産ではないため、遺産分割の対象とはなりません。
ということは、面倒を見てくれた特定の相続人を保険金の受取人にして
これまでの恩に報いるなどの活用方法を考えることができます。

親からの遺産相続



会社の株式



自宅



預貯金



保険会社

生命保険金は
遺産分割の対象外



被相続人



亡母



生命保険を活用し、相続税対策を行う

契約者・被保険者が被相続人で、受取人が相続人の場合・・・
受け取った生命保険金は、民法上「受取人の固有財産」となりますが、
相続税法上、「みなし相続財産」として、相続税の課税対象となります（相続税法第3条1 - 1）。
しかし、次の金額までは「非課税財産」として、相続税は課税されません。
手持ちの預貯金を相続税のかからない財産（＝保険）にシフトすることができます。
また、不動産と異なり、保有時の税金、空率リスク、借入金の返済等、リスクが少ないのが特長です。

相続税法第12条：「相続税の非課税財産」

500万円 × 法定相続人の数 = 非課税限度額

◎受け取った生命保険金が非課税財産となる契約形態

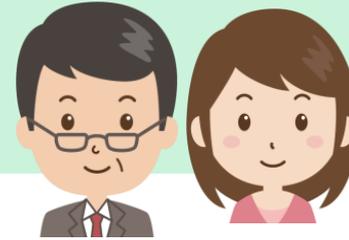
契約者	被保険者	受取人
被相続人（亡父）	被相続人（亡父）	相続人（子）

◎受け取った生命保険金が非課税財産とならず、
解約返戻金が相続財産になってしまう契約形態（見直し対象）

契約者	被保険者	受取人
被相続人（亡父）	相続人（子）	被相続人（亡父）

生命保険を活用し、相続税対策を行う

例：相続人が長男・長女の2名、相続財産1億円
(土地6000万円、預貯金4000万円)



対策：

預貯金1000万円を終身一時払い生命保険に組替え

◎基礎控除

$3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}2\text{名} = 4200\text{万円}$

◎土地評価（小規模宅地特例を活用）

$6000\text{万円} \times (1 - 0.8) = 1200\text{万円}$

◎生命保険の非課税枠

$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}2\text{名} = 1000\text{万円}$

相続財産5200万円 - 生命保険の非課税枠1000万円

(相続財産内訳：土地1200万円、預貯金3000万円、生命保険1000万円)

= 4200万円 **基礎控除以内のため非課税**

3

暦年贈与と生前対策



暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

贈与税は1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の金額の合計額に応じて課税されます。
この間、基礎控除額の110万円以下の贈与であれば贈与税がかかりません。
しかし、この「110万円」が一人歩きして、**勘違いした解釈**をしてしまう人が少なくありません。

勘違い①

110万円まで税金がかからないなら、父から110万円、母からも110万円贈与されても問題ない

勘違い②

贈与税がかからないようにするため、毎年100万円を孫の誕生日に贈与すればよい。

勘違い③

孫が小さいから、孫の名前で口座をつくって、そちらに毎年100万円くらい移動させておけばよい。

勘違い④

110万円以下の金額を、さりげなく妻や息子に振り込んでおけばよい。

暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

勘違い①

110万円まで税金がかからないなら、父から110万円、母からも110万円贈与されても問題ない

基礎控除は贈与者ごとでなく、受贈者ごとに1年間に110万円になります。この場合、父と母から110万円ずつ贈与されれば、合計220万円の贈与を受けたことになり、基礎控除110万円を引いた110万円に対して贈与税がかかります。

勘違い②

贈与税がかからないようにするため、毎年100万円を孫の誕生日に贈与すればよい。

贈与を「毎年同じ日」で「同じ金額」にすると、「連年贈与」と解釈される可能性があります。これは1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、契約をした年分に有期定期金に関する権利（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものと解釈されてしまう恐れがあります。



暦年贈与の基礎控除（110万円） 4つの勘違い

勘違い③

孫が小さいから、孫の名前で口座をつくって、
そちらに毎年100万円くらい移動させておけばよい。

これは「名義預金」とみなされ、贈与した人の財産を解釈されてしまう可能性が大きいです。特に、孫名義の預金の印鑑が贈与した人の印鑑と同一だったり、孫が遠方にいるのに、贈与した人の地元の金融機関に口座があったり、孫名義の預金残高が年齢の割に多かったりすると名義預金とみなされてしまう可能性があります。

勘違い④

110万円以下の金額を、
さりげなく妻や息子に振り込んでおけばよい。

贈与とは、贈与者（財産をあげる人）が「あげます」と意思表示して、受贈者（財産をもらう人）が「いただきます」と受け取る行為を指します。贈与契約を取り交わし、贈与者が受贈者に財産を渡すことではじめて、贈与が成立します。そのため、一方的に振り込んだだけでは、贈与とみなされない可能性があります。



生命保険と生前贈与（暦年贈与）を組み合わせる

生命保険の非課税金額の活用で、基礎控除内に収まらない場合には、生前贈与（暦年贈与）を活用して相続財産を減少させることも検討材料です。
 毎年贈与を受ける子や孫の無駄遣いを防止し、有効活用してもらえるように、**贈与と同時に受け取った子や孫は、同額の保険料の保険に入り**、子や孫が年金、教育資金として受け取ったり、生命保険金で相続税が支払える形を作ることができます。



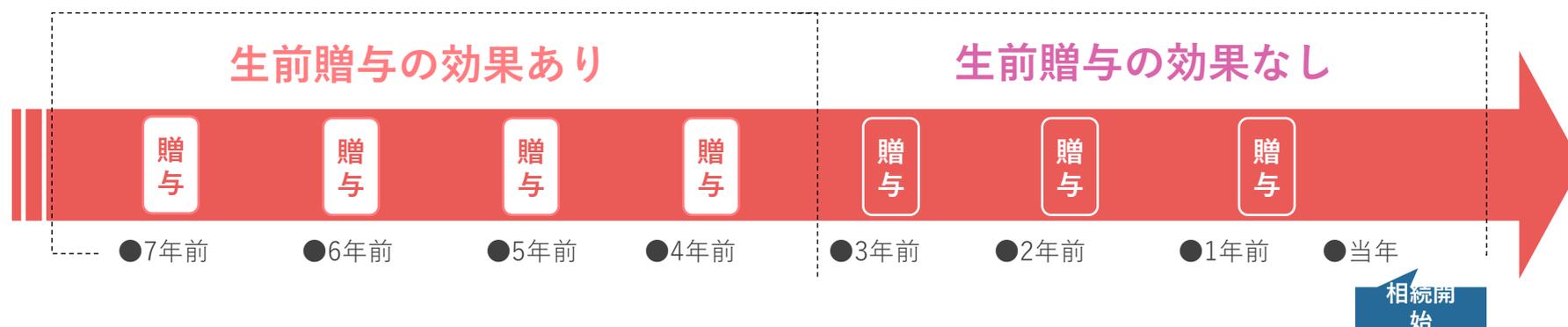
毎年の贈与額	年数	移転した財産 (1人の受取人に対して)	贈与税の総額	手取額
110万円	10年	1100万円	0円	1100万円
310万円	10年	3100万円	200万円	2900万円

毎年の贈与額が310万円であれば、贈与税率は6.45%（1年間の贈与税20万円÷310万円）となり、相続税の税率（最低10%）よりも低くなります。
 この税率になる範囲内で長期にわたり生前贈与をすれば、相続税より税額を抑えることができます（要シミュレーション）。

生命保険と生前贈与（暦年贈与）を組み合わせる

贈与を贈る対象者は、相続人以外も可能 （例：長男の嫁、孫等）

※相続人への死亡前3年内の贈与は、相続税法上、相続財産への持ち戻しの対象
注意が必要です（高齢者については対象者を要検討）



贈与の対象の当事者を増やし、暦年贈与できる金額を増やすことができます。

暦年贈与の対象者	金額×人数	年間の贈与額
子2名	110万円×2名	220万円
子2名とその配偶者	110万円×4名	440万円
子2名とその配偶者と孫4名	110万円×8名	880万円

円満相続の最大のポイント

親の主導権のもと、
生前のうちに相続について
しっかりと話し合う機会を持ちましょう！

親からの遺産相続



会社の株式

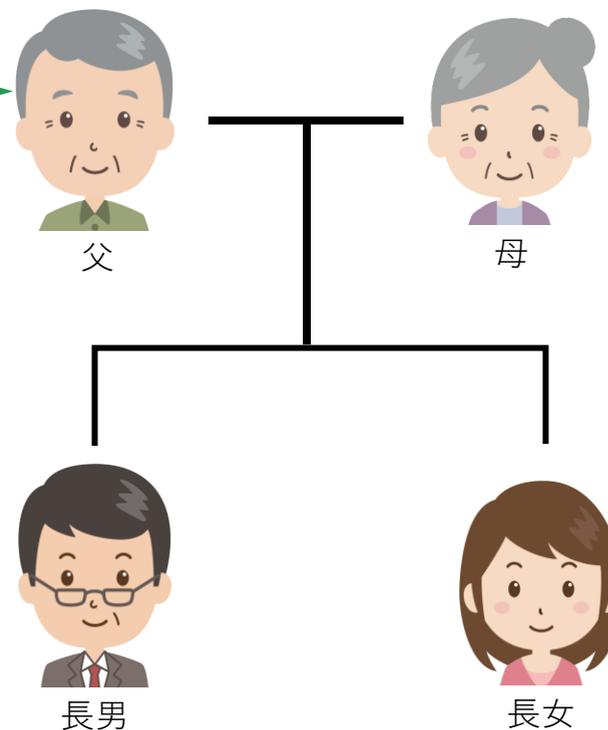


自宅



預貯金

相続について
話をしましょう



円満相続の最大のポイント

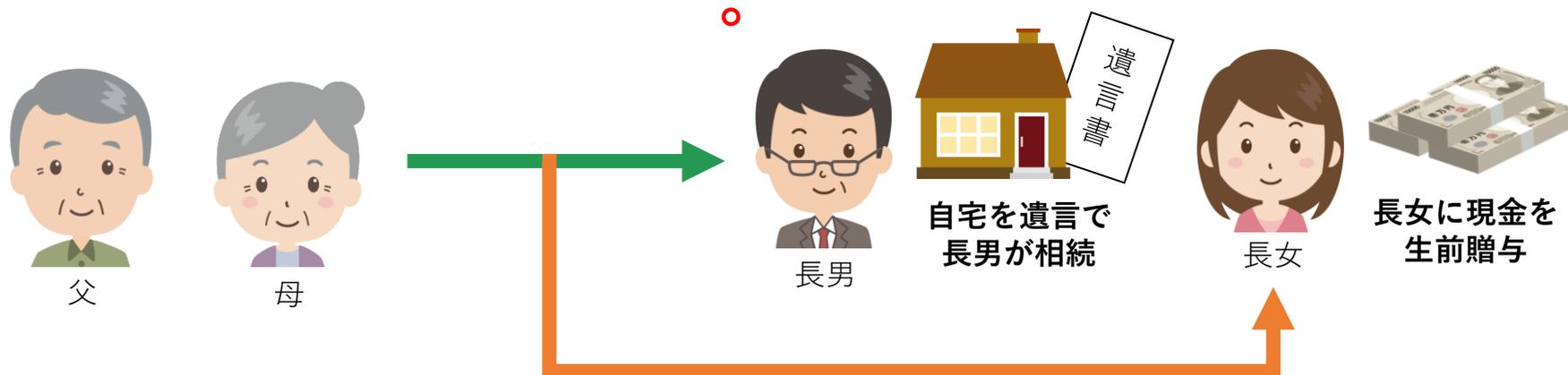
遺言にて、「土地建物は長男が相続する。預貯金は長女が相続する。」
を作成しても、土地建物、預貯金全てが相続財産となる。
不動産の価値と比較し、預貯金残高が著しく少なければ、
不満に感じた長女から遺留分請求される可能性あり。



**だからこそ、今後〇〇家として両親の遺産を
どうするのかということを生前から話し合い、
対策を実行することが必要です。**

例えば、自宅を同居する長男に、自分たちで自宅を購入した長女には預貯金をと考えるはいても、
死後の遺産相続手続きでは両親の想いを子どもたちが汲んでくれるとは限りません。
介護の先には、相続が待っているが、遺産分割のときには既に介護はありません。

**親の想い、子からの感謝の想いが伝わる方法は
「生前の話し合いによる生前対策」が一番です**



まとめ

たとえば、我が家は自宅しかない、
わずかな資産しかないといったご家庭でも

親の想いをつなぐため、生前対策は必要です！

そして、ご家族ごとに最適な生前対策は必ずあります！

当事務所では、
真剣に真剣にご家族にあったご提案
をさせていただきます。



アイリス相続クラブのご案内

相続・事業承継のメールマガジンや無料財産診断券、小冊子プレゼントなどさまざまな特典を無料でご利用頂けます。ご希望の方は、アンケートにチェックをお願いします。



お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所



03-5436-3737

福岡事務所



092-733-1840

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人



講演者の連絡先など

社会保険労務士 玉上事務所
玉上 信明（たまがみ のぶあき）

社会保険労務士 健康経営エキスパートアドバイザー
紙芝居型講師（登録商標第6056112号）

[日本紙芝居型講師協会](#)（登録商標第6056113号）

[日本公認不正検査士協会](#) アソシエイト会員



自宅・事務所アドレス：tnjmk0121@m3.gyao.ne.jp

自宅・事務所住所：〒168-0072

杉並区高井戸東4-13-21-207 高井戸東デュープレックス

携帯アドレス：ntamagamint2861@docomo.ne.jp

携帯電話：090-1453-2245

ブログ：虎猫銅鑼猫「[toranekodoranekoのブログ](#)」

<https://toranekodoraneko.muragon.com/>

Facebook：

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100013068423836>

ホームページ：<https://srdoraneko.amebaownd.com/>

講演者玉上の略歴

1974年住友信託銀行（現三井住友信託銀行）入社
年金信託・法務・コンプライアンスなどを担当。特に全役職員向けコンプライアンス研修に注力
2015年10月同社定年退職後、社会保険労務士として開業

1. 主な執筆・著作

[「ヤミ残業は不正の温床になる」日本経済新聞朝刊「私見・卓見」](#) (2017年1月30日)

[「不正・不祥事は他人ごとではない ～現場管理者・本部担当者のための実践ガイド～」](#) オンライン教材 (2018年2月 [日本公認不正検査士協会](#))

【定期執筆サイト】

ブログ：虎猫銅鑼猫 [「toranekodoranekoのブログ」](#)

[エムスリーキャリア「健康経営コラム」](#)

[ベリーベスト法律事務所「リーガルモール」](#)

[プリベント少額短期保険株式会社「弁護士費用保険Mikata／ミカタ」](#)

2. 主なセミナー

[「産業廃棄物処理業界における『働き方改革』」](#) (2019年6月：[全国産業資源循環連合会](#)（産業廃棄物処理業の全国組織）定時総会における講演)

[「新型コロナウイルス対応と企業の課題&テレワーク」](#) (2020年5月：[リーガル・リスクマネジメント研究機構セミナー](#))